

自立支援法: 14人集団提訴へ「障害者1割負担は違憲」

障害者自立支援法に基づき福祉サービス利用料に原則1割の自己負担を課すのは、障害者差別で憲法の「法の下での平等」に反するとして、埼玉県に住む知的障害の女性が3日、居住する市に負担の全額免除を申請した。今月中に大阪、滋賀、広島のみならず、1府2県に住む身体・知的・精神障害の男女(20～60代)少なくとも計13人が同様の免除申請を行う。14人は今秋にも同法の廃止を求めて集団提訴に踏み切る方針だ。

同法を巡る負担免除申請は、06年10月の全面施行後初めて。弁護士や、国内外で活動する障害者団体「日本障害者協議会」、「DPI(障害者インターナショナル)日本会議」が、訴訟に向け申請者たちをサポートしている。

免除申請をする14人は、いずれも入所施設や生活介護のサービスを利用しており、自己負担額は最大で月約2万5000円に上る。

申請者たちは「障害者が生きるため不可欠な支援に、当事者責任で負担を課すのは、障害のない人に『吸った酸素の代金を払え』と言うのと同じ。不平等な制度自体が問題で、軽減策では解決できない」と同法の廃止を訴えている。【夫彰子】